

事務連絡

令和5年3月24日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

**介護保険事業（支援）計画に記載した「自立支援、介護予防又は重度化防止  
及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の報告について（依頼）**

平素より、介護保険制度の円滑な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護保険法第117条、同法第118条等により、第8期介護保険事業（支援）計画においては、介護保険事業計画に、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組（以下「取組」という。）及び目標、また介護保険事業支援計画に、市町村の取組を支援するための取組と目標を記載いただいております。

これら取組と目標については、市町村は自己評価結果を都道府県に、都道府県は自己評価結果及び管内市町村の自己評価結果を厚生労働省に報告するとともに、各自治体は自己評価結果の公表に努めることとされております。

このことについて、報告の方法及び期日は下記のとおりですので、ご対応お願いいたします。あわせて管内保険者が適切に自己評価できるように「介護保険事業（支援）計画の進捗管理のための手引き」(※)等を参考に引き続き、保険者に助言いただきますようお願い申し上げます。

※ 介護保険事業（支援）計画の進捗管理のための手引き

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000138653\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000138653_00001.html)

**記**

- 1 報告方法 別紙1のとおり
- 2 期 日 令和5年7月31日（月）
- 3 提出先 下記のとおり
- 4 その他

都道府県の自己評価結果をホームページ等へ公表した場合は、適宜、リンク先等を下記メールアドレスまでご報告ください。

以上

**（提出先、問い合わせ先）**

厚生労働省老健局介護保険計画課計画係

電話：03-5253-1111（内2175）

直通：03-3595-2890

Mail：[8kikaigo@mhlw.go.jp](mailto:8kikaigo@mhlw.go.jp)

**介護保険事業（支援）計画に記載した「自立支援、介護予防又は重度化防止  
及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の報告について**

介護保険法第 117 条第 8 項に規定する、介護保険事業計画に定めた被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組（以下「取組」という。）及び目標についての自己評価結果の都道府県知事への報告と、第 118 条第 8 項に規定する介護保険事業支援計画に定めた取組の支援及び目標についての自己評価結果及び管内市町村の自己評価結果の厚生労働大臣への報告については、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 市町村は、都道府県が定めた様式により、都道府県が定める時期までに、市町村の取組状況と自己評価結果を報告する。（都道府県は市町村が計画に定めた全ての取組と目標について報告を受けること。）
- (2) 都道府県は、報告にかかる市町村の状況を的確に把握するために、必要に応じて市町村に対してヒアリングを実施し、自己評価結果の記載内容が不十分な場合は、必要に応じて記載の充実を助言する
- (3) 都道府県は、(1) および (2) を踏まえて、都道府県の自己評価結果及び管内保険者の自己評価結果として、次の 2 点を期日までに厚生労働省が定める提出先へ報告する。（期日と提出先は事務連絡本文を参照。）

○別添の別紙 2 様式（都道府県の自己評価結果）

ア 取組の支援についての自己評価結果（複数項目に分かれてもよい。）

- ・ 目標を設定するに至った現状と課題
- ・ 取組の実施内容、実績
- ・ 自己評価

イ 管内保険者の自己評価結果の概要

ウ まとめ（ア及びイから考察した現状・課題と対応策）

○管内保険者から都道府県に提出があった自己評価結果（管内保険者が計画に定めた全ての取組と目標の自己評価結果）

(参考)「取組と目標」の自己評価 改善の視点と対応例

#### **☑視点1：「取組」の上位目標（理想像）が明確になっているか？**

取組の自己評価は、取組を通じて地域の目指す理想像に近づいたかどうかに基づく必要があるため、取組の目的や近づくべき理想像が不明確な場合は、的確な自己評価ができません。

しかしながら、地域の目指すべき理想像を踏まえて取組と目標を設定するという視点は、基本指針や介護保険法に明示的に示されているものではなく、

第7期介護保険事業（支援）計画の策定時に考慮できていた市町村は多くなかったと考えられます。その場合には、計画に記載をした取組の進捗管理を進める中で、地域の目指すべき理想像と取組や目標との関係性を再確認し自己評価に活かすこと、また第8期介護保険事業（支援）計画の策定時には地域の目指すべき理想像を設定することが重要と考えられます。

#### **☑視点2：「現状と課題」と「取組」が関連しているか？**

取組は、理想像と現状とのギャップを埋め、課題を解決するものとして設定される必要があります。

そのため、もし計画策定時に地域の課題の解決に資する取組を設定できていない場合には、自己評価を通してそのことに気づく必要があります。そして、それに気づいたら、実務レベルでもいいので、具体的な取組として何を取り組んでいけばよいか設定し直す（アクトする）ことが必要です。

#### **☑視点3：「取組」と「目標」とが関連しているか？**

目標は、取組の実施により実現が期待される状況を客観的に記したものです。

そのため、取組の趣旨や目的と直接関連するものでないものが目標として設定されている場合は、的確な自己評価ができません。このことについても、気づいたら、実務レベルでもいいので、具体的な取組として何を取り組んでいけばよいか設定し直す（アクトする）ことが必要です。

#### **☑視点4：プロセス指標のみで自己評価を行っていないか？**

取組内容の目標として記載された、取組の開催回数や箇所数、参加人数の目標値と実績値とを比較することは重要ではありますが、このことだけでは、取組を通じて理想像に近づいたのかわかりません。参加者へのアンケートやヒアリング等を通じて、取組の効果（アウトカム）に関心を寄せ考察し、理想像へ近づいたかどうかを把握することなしに、的確な自己評価はできませんので、アウトカムの具体的な指標が設定されていない場合には、実務レベルでもいいので、指標（目標）の追加や見直しを行うことが重要です。

#### **☑視点5：自己評価するために適切なデータが採取できているか？**

取組を通じて理想像に近づいた/近づかなかった要因等を考察するにあたり、取組の効果（アウトカム）に関するデータや、取組の内容や参加者に関する情報が十分に把握できていない場合には、的確な自己評価ができません。把握ができていない場合には、取組の評価に必要な各事業の性質や、参加者の属性等に関する情報も併せて取得するように努める、またそれが叶わない場合には、今後取得するよう改善することが必要です。

#### **☑視点6：自己評価結果が、次年度の取組の改善等に活かすことができるか？**

取組の自己評価を通じて、次年度の取組の改善に向けた見直しや次期計画に記載する取組と目標の設定に活かす必要がありますが、取組の継続や拡充あるいは廃止等の必要性について考察していない場合は、将来の取組の改善につなげる試みがなされておらず的確な自己評価と言えます。自己評価を受けて、取組そのものをどうしていくかということについても検討いただく必要があります。

出典：平成30年度厚生労働省老人保険事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

「地域包括ケアの推進に必要な自治体のPDCAサイクルに関する調査研究事業」（株式会社三菱総合研究所）

[https://www.mri.co.jp/knowledge/pjt\\_related/roujinhoken/archive.html](https://www.mri.co.jp/knowledge/pjt_related/roujinhoken/archive.html)（P9～P25 掲載）